

## 障害者旅客運賃割引規則

### (適用範囲)

- 第 1 条 この規則は、身体障害者及び知的障害者（以下、「障害者」と言う。）が介護者とともに当社線及び連絡運輸取扱各駅相互間を乗車する場合に適用する。
- 2 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。

### (身体障害者)

- 第 2 条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当する者をいう。

(注)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和 2 年 10 月 19 日国鉄事第 304 号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第 8 条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第 11 条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、身体障害者手帳に代わるものとするができる。

- 2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に分ける。

### (知的障害者)

- 第 3 条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月厚生省発児 第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

(注)「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和 4 年 1 月 18 日国鉄事第 602 号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第 8 条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第 11 条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、療育手帳に代わるものとすることができる。

- 2 前項の知的障害者を、次の各号に掲げる第 1 種知的障害者及び第 2 種知的障害者に分ける。

(1)「第 1 種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれより重度の者をいう。

ア 知能指数がおおむね 35 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者  
イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する者

(2)「第 2 種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

### (介護者)

- 第 4 条 障害者が、第 1 種身体障害者又は第 1 種知的障害者及び定期乗車券を使用する 12 歳未満の第 2 種身体障害者又は第 2 種知的障害者であるときは、障害者 1 人に対して 1 人の介護者を同伴することができる。

- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車券区間及び有効期間が障害者と同一で、障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第5条 障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者又は第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者又は第1種知的障害者及び12歳未満の第2種身体障害者又は第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 回数乗車券 第1種身体障害者又は第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。2介護者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、前項に規定する障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第6条 障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡運輸取扱各駅相互間とする。

(割引率)

第7条 障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込)

第8条 障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳を発売箇所呈示し、口頭又は適宜な用紙で申し込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第9条 第4条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、障害者とその介護者が同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(旅客運賃の払いもどし)

第10条 第4条第2項に規定するところにより購入した乗車券の旅客運賃の払いもどしは、障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(障害者手帳の携帯)

第11条 障害者が割引乗車券で乗車する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第12条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

この規程は、平成 13 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。

別表第 1 号

## 身体障害者の範囲及び種別の区分

障害種別		等級及び割引種別	第 1 種身体障害者 (本人及び介護者)	第 2 種身体障害者 (本人)
視覚障害			1 級から 3 級及び 4 級の 1	4 級の 2、4 級の 3 、5 級及び 6 級
聴覚又は平衡機能 の障害	聴覚障害		2 級及び 3 級	4 級及び 6 級
	平衡機能障害		—	3 級及び 5 級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			—	3 級及び 4 級
肢 体 不 自 由	上肢		1 級、2 級の 1 及 び 2 級の 2	2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級
	下肢		1 級、2 級及び 3 級の 1	3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
	体幹		1 級から 3 級	5 級
	乳幼児期以 前の非進行 性の脳病変 による運動 機能障害	上肢機能		1 級及び 2 級
移動機能			1 級から 3 級	4 級から 6 級
心臓、じん臓若し くは呼吸器又は、 ぼうこう若しくは 直腸小腸、ヒト 免疫不全 ウィルス による免疫若しく は肝臓の機能の障 害	心臓、じん臓若しく は呼吸器又は小腸の機 能障害		1 級、3 級及び 4 級	—
	ぼうこう又は直腸の 機能障害		1 級及び 3 級	4 級
	ヒト免疫不全ウィル スによる免疫又は肝 臓の機能 障害		1 級から 4 級	—

(注 1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号 (2018 年 7 月 1 日現在) によるものである。

(注 2) 上記左欄に掲げる障害を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第 1 種身体障害者欄に準ずる者も第 1 種身体障害者とする。